

答 申 案 件 の 概 要

件名	砂利採取認可計画申請に関する文書についての一部開示決定処分に対する異議申立て (情報公開・個人情報保護審査会答申第31号)						
経緯	開示請求年月日	平成26年3月7日	異議申立年月日	平成26年4月2日	担当課	開示決定等	西北地域県民局地域整備部建設管理課
	開示決定等年月日	平成26年3月24日	諮問年月日	平成26年6月23日		異議申立て	河川砂防課
対象行政文書	(1) 砂利売買契約書 (以下「本件行政文書1」という。) (2) ① 豊富町会砂利売買賛否の投票結果を町民に報告 (以下「本件行政文書2の1」という。) ② 平成25年度 豊富町会臨時総会議事録 (抄本) (以下「本件行政文書2の2」という。) ③ 豊富町会砂利売買賛否の広報配布 (以下「本件行政文書2の3」という。) ④ 平成25年度 豊富町役員臨時総会議事録 (抄本) (以下「本件行政文書2の4」という。)						
本件処分の内容	一部開示決定 (不開示部分) (1) 本件行政文書1 ① 売主の印影 (以下「本件情報1」という。)、② 買主の印影 (以下「本件情報2の1」という。)、③ 契約金額 (以下「本件情報3」という。)、④ 手付金額 (以下「本件情報4」という。)、⑤ 収入印紙 (以下「本件情報5」という。) (2) 本件行政文書2の1から同2の4まで 町内会長の印影 (以下「本件情報2の2」という。) (不開示理由) 青森県情報公開条例 (平成11年12月青森県条例第55号。以下「条例」という。) 第7条第4号 (法人等情報) 該当 法人その他の団体に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため。						
異議申立ての趣旨	対象行政文書の不開示決定を取消し、開示するとの決定を求める。						
審査会の結論	青森県知事 (以下「実施機関」という。) が、対象となった行政文書を一部開示としたことは、妥当である。						
審査会の判断要旨	○ 不開示情報該当性 (条例第7条第4号) について  (1) 本件情報1について ア 当審査会が調査したところ、当該情報は、当該法人が商業登記法 (昭和38年法律第125号) 第20条第1項の規定により、登記所に提出した印鑑であることが認められた。 イ 当該情報は、登記所に印鑑登録をしている印鑑であるので、通常法人にとって重要な書類に限定して使用される印鑑であると推認され、一般に公にすることを予定していない内部管理に属する情報であるとともに、公にした場合、印鑑偽造等による印影の不正使用に繋がるおそれがあると認められる。  (2) 本件情報2 (本件情報2の1及び同2の2) について						

- ア 当審査会が調査したところ、当該情報は、当該町会がつがる市認可地縁団体印鑑登録証明事務処理要領第2の3の規定により、同市に登録した印鑑であることが認められた。
- イ 当該情報は、地方自治体の規程により印鑑登録をしている印鑑であるので、一般に公にすることを予定していない当該町会の内部管理に属する情報であるとともに、公にした場合、印鑑偽造等による印影の不正使用に繋がるおそれがあると認められる。
- (3) 本件情報3について
- ア 実施機関が本件開示請求に係る行政文書として特定し、全部を開示した、砂利採取計画認可申請書には、採取する砂利の種類及び数量が記載されているため、当該情報を公にすることにより、1立方メートル当たりの砂利の売買単価が推測されることが認められる。
- イ また、同単価をいくらに設定するかは、当該法人の経営上のノウハウであることから、同単価は、当該法人の営業及び販売に関する情報であると認められるとともに、公にした場合、同業他社等が当該情報を知ることによって、当該法人の事業活動に対して影響を及ぼすおそれがあると認められる。
- (4) 本件情報4について
- 売買契約の締結に当たって、手付金を支払うか、支払う場合、売買代金のうちどの程度を手付金とするかは、当該法人の企業戦略であり、営業及び販売に関する情報であると認められるとともに、当該情報を公にした場合、同業他社等が当該情報を知ることによって、当該法人の事業活動に対して影響を及ぼすおそれがあると認められる。
- (5) 本件情報5について
- ア 契約書等に貼り付ける収入印紙の金額は、印紙税法（昭和42年法律第23号）別表第1で定められており、当該情報を公にした場合、おおよその砂利売買代金が推測されることとなる。おおよその砂利売買代金が推測されれば、1立方メートル当たりのおおよその砂利の売買単価が推測されることとなる。
- イ 砂利の売買単価は、(3)のとおり、当該法人の営業及び販売に関する情報であると認められるとともに、公にした場合、同業他社等が当該情報を知ることによって、当該法人の事業活動に対して影響を及ぼすおそれがあると認められる。
- (6) よって、本件情報は、いずれも、公にした場合、「当該法人の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある」と認められるので、条例第7条第4号に該当する。

-----

**<結論>**

以上のとおり、本件情報は条例第7条第4号に該当する。